相活士月刊メールマガジン1月号 ~ VOL.38~

相活士事務局です。第38回目のメールマガジンです。最後までご一読ください。 なお、相活士の皆さまには週に2回、ご登録いただいているメールアドレス宛に 遺言相続ドットコムの掲載記事を送付しております(原則火曜日と金曜日)。 そちらもぜひご一読ください。

- 1. 生前贈与するときは贈与契約書の作成も忘れずに!
- 2. 遺言相続ドットコム最新更新内容
- 3. メディア掲載情報
- 4. 更新を迎える方へ
- 5. 相活士行動理念

 $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$

1. 生前贈与するときは贈与契約書の作成を忘れずに!

最近配信したお役立ち情報(※)でもお伝えしましたが、生前贈与に関して、ここ数年のうちにルールが変わる可能性があります。

(※) 以下ご参考

2020.12.15 配信「令和三年度税制改正大綱を受けて」

2020.12.18 配信「生前贈与は今年のうちに」

今年中の生前贈与はとても重要になってくるかもしれませんし、早い段階から計画的に進めていくことをオススメします。

さて、生前贈与の重要性が高まってくる中、贈与をする際、財産をあげる人ともらう人の間で「贈与契約書」を交わすことがとても大切になってきます。

「贈与契約書」とは、財産を贈与するときに作成する契約書です。贈与もあくまで"契約"です。贈与契約は口頭でも成立しますが、口約束だけでは不安が残りますよね。贈与の事実や内容を贈与契約書として書面に残しておけば、安心なうえ、次のようなメリットがあります。

贈与契約書作成のメリット

①贈与の履行を確実にする

口約束だけだと証拠が残らないため、履行が完遂されない、一方的に撤回されるといったリスクもあり、当事者間でもトラブルに発展することがあります。契約書として書面に残しておけば、合意した内容が明確になり、贈与を確実に履行してもらうことができます。

②贈与の事実を証明できる

贈与契約書は、贈与の事実があったことの証明になります。そのため、相続の際の遺産分割 時において無用なトラブル防止(公平な遺産分割)にもつながります。

③税務調査において贈与が否認されるリスクを防ぐ

上記②にもありますが、贈与の事実を証明できるため、もし相続税の税務調査が入った際、 税務署からの指摘に対して証明ができます。(必ず対抗できるとは限りませんが) 税務調査では、次の2点を税務署から指摘されることがよくあります。どちらも"贈与を認めない"というものです。

■子や孫にあげたお金は「名義預金」に過ぎない

「名義預金」とは"口座名義は子や孫だが、実質的な持ち主は親や祖父母である預金"です。 相続発生後にこの指摘がされると、「相続税逃れのために預金の名義を子や孫にしていたた だけ」とみなされ、相続税が課税される可能性があります。贈与契約書があれば、子や孫が きちんと受け取った、つまり贈与が成立しているということを証明できます。

■毎年、贈与契約を結んだのではなく、あらかじめまとまった財産を贈与することを約束していた(例えば、1,000万円を 10年にわたって毎年 100万円ずつ贈与するなど)

"贈与税を回避するために 1,000 万円の贈与を 10 年に分けて行っただけ"とみなされると、最初の贈与の年に 1,000 万円の贈与契約があったとして 1,000 万円に対して贈与税が課税されることになります。贈与契約書はあれば、その都度、贈与の事実があったことを証明し、このような指摘による課税を防ぐことにも繋がります。

贈与契約書を作成する際のポイント

贈与契約書の書き方に厳密なルールはありませんが、誰が見ても、贈与の内容が明確に分かることが重要です。インターネットで検索すれば、贈与契約書のひな形がたくさん掲載され

ていますので参考にしてみてください。どれも同じような内容ですので、最もしっくりくる ものをダウンロードして作成しても構いません。ポイントをいくつかご紹介します。

a. 贈与の内容を明確にする

以下の点については必ず明記してください。(逆に言えば、これだけで構いません)

- 誰があげるのか(贈与者)
- 誰にあげるのか(受贈者)
- 何をあげるのか
- ・いつあげるのか
- ・どうやってあげるのか (銀行振込など贈与の方法)

b. 贈与契約書は2通作成して、贈与者・受贈者双方が保管する

贈与契約書は贈与者・受贈者が署名捺印のうえ、双方が保管できるよう2通作成します。契約書自体はパソコンでも、手書きでも構いませんが、署名は必ず手書きでしましょう。また、捺印も認印ではなく、実印で行うことをオススメします。

なお、受贈者が未成年(場合によっては乳幼児など)のケースも多いでしょう。その場合は贈与者・受贈者だけでなく、受贈者の親権者も契約書に署名捺印することが必要です。ネット上には、そういったケース別の贈与契約書のひな形もたくさん掲載されています。また、不動産を贈与する場合など、贈与契約書に印紙を貼る必要があるケースもあります。(金銭の贈与は印紙を貼る必要はありません)

c. 契約書だけでなく、贈与の事実もきちんと残す

贈与契約書があれば万全というわけではありません。契約書は当事者の合意内容について 証明するものであり、客観的な事実も残しておくことが重要です。例えば、以下のようなこ とが挙げられます。

- ・金銭を贈与する際は手渡しではなく、預金口座への振込で行うこと
- ・預金通帳と印鑑は受贈者側が所持・管理すること
- ・名義変更が必要なものの贈与は、受贈者の名義に変更すること

最後に、"面倒くさいから"といって贈与契約書を作成しないままにしておくと、相続発生 時など後々になって大きなトラブルや後悔につながることも十分考えられます。1年のう ちに何度も作成するものではありませんし、契約書自体はとてもシンプルで簡単に作成す ることができますので、必ず作成しておくようにしましょう。また、分からないことや心配 なことはそのままにせず、専門家に相談することをオススメします。

 $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$ $\Diamond \Diamond \star \Diamond \star \Diamond$

2. 遺言相続ドットコム最新更新内容

「法務局における自筆証書遺言保管制度をやってみた」

昨年7月から開始された法務局における自筆証書遺言の保管制度。早速、自分の遺言を保管 してもらおうと、この制度を利用してみました。

自筆証書遺言とは

そもそも自筆証書遺言とは何でしょうか?それは自分で書いた遺言です。

大きく分けて公証役場の公証人に作成してもらうのが公正証書遺言、一方、自分で全部書いた遺言は自筆証書遺言です。この自筆証書遺言のデメリットは紛失、改ざん、不発見がリスクでした。このデメリットを無くしてくれるのが、この自筆証書遺言の法務局での保管制度です。では早速、見てみましょう。

法務局における自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言は既に書き上げたとします。

まず、インターネットで法務局の予約を取ります。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

このサイトで直接法務局の時間を指定して予約できるので便利です。

私は1月4日の9時に東京法務局(九段下)で予約しました。

この保管制度は本籍地、住所地の法務局になるのでどこの法務局でも OK なわけではありませんのでご注意ください。私は東京在住なので東京法務局になったというわけです。

そして、予約が取れたら遺言以外に、申請書と住民票(本籍地記載のもの)を用意します。申請書は上記法務局のホームページに PDF がありますので、家庭用プリンター等で印刷して記入する必要があります。そして上記ホームページにも詳細がありますが、注意したいのが遺言の形式です。法務局で保管してもらう遺言に関しては規定が1つあります。それは余白です。A4用紙に記載しなければいけないのですが、必ず「縦1センチ、横2センチの余白は必要」なのです。よって、A4に書いたのはいいが、余白なく、びっしり書いてしまうと受け付けてもらえませんのでご注意ください。せっかく書いた遺言を書きなおすのは相当面倒だと思いますので、縦1センチ、横2センチの余白は必ず守るようにしましょう。

自筆証書遺言の保管当日

私は東京法務局(九段下)の第2合同庁舎に行きました。遺言保管制度は8階に窓口があります。エレベーターに乗って8階、一番奥の右手が遺言保管の部署です。

名前を名乗って予約したことを告げます。そして、係員に「申請書、住民票、本人確認書類 (運転免許証等)、押印した遺言」を見せます。そこで形式のチェック等で約 20 分強、待ちました。すると法務局の職員から『問題ないので収入印紙を買ってきてください』と言われます。そして収入印紙を買いに一度 4 階に行き、3900 円の収入印紙を買いました。

8階に戻り、収入印紙 3,900 円を貼った用紙を渡して、保管証という用紙を係員から受領して終了となります。合計 45 分くらいでした。

注意したいこと

個人的に気づいたことをいくつかあげたいと思います。

まず、遺言原本はそのまま保管されてしまいますので、コピー等を取っておく必要があります。自分でどんな内容を書いたか忘れてしまうと思うので。また、短時間で終わらせたい場合は、収入印紙3900円を事前に4階で買っておくことをお勧めします。

ちなみに遺言を保管してもらうときに、申請書に記載しさえすれば、自分が死んだら妻など に遺言があることを通知してくれるサービスも 4 月から始まります。不発見のリスクも無 くなるというわけです。とても便利な制度ではないでしょうか。

しかし、問題も1つあります。車いすに乗って意思能力が微妙な親に遺言さえ作らせてしまえば、子供が親を連れて行ってこの制度を利用できてしまう恐れもあります。法務局の係員は公正証書遺言と違って『公証人でもなければ、遺言作成の証人』でもありません。その点では客観性はやはり公正証書遺言に比べて劣ると思います。何か、もめごとが起きた時を想定するのであればやはり公正証書遺言が一番客観性が高いといえるでしょう。ちなみに、再度、遺言を作り直したい場合はまた3900円かかります。

☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆3.メディア掲載情報

1月14日発売の週刊文春で代表江幡がシニア婚活についてコメントしています。 また小学館のライフハックマガジン@DIME に代表江幡の『資産家でなくても要注意!相 続のプロが伝授する遺産相続争いを防ぐヒント』が掲載されています。

https://dime.jp/genre/1050667/

☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆ ☆☆★☆4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。 昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一する ことになりました。

払込票の更新費用は2年更新分(1年更新料3,000円×2年の6,000円税別)です。 有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。 名刺の記載に間違えがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。 入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡お願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

相活士として、争続・争族(あらそうぞく)を避けるため、効果的な終活を推奨することを 使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

444